

来賓挨拶



岩井 良行
特許庁長官

皆さんこんばんは。ただいまご紹介いただきました、特許庁長官、岩井でございます。

本日は特技懇の懇親会にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。諸先輩が多数ご出席でございますけれども、ご指名でございますので、一言ご挨拶をさせていただきます。

特技懇の会員の皆様をはじめ、特許制度にかかわる方々に多数お集まりいただいている中で、こうしてご挨拶ができることを大変うれしく思います。今日の特許庁が内外において高い評価を得ておりますのは、皆様方のおかげであるということを改めて感じながら、この場を借りて改めて御礼を申し上げますとともに、引き続きわが国の知的財産行政へのご協力、ご理解を賜ればと思う次第でございます。

特技懇の開催は1年余振りのことでありますが、この間、特許庁をめぐって色々なことがございました。昨年10月には、天皇后両陛下をお迎えして、知財制度125周年を盛大にお祝いすることができました。また本年は、特許法の大幅な改正を国会をお願いいたしました。無事それが成立をいたしました。現在の知的財産をめぐる環境を取り入れた、かなり大幅な改正をさせていただいたわけでございます。

また、先ほど司会の方からお話がありましたように、本年3月に発生いたしました東日本大震災は、未曾有の災害になったわけでございます。幸い直接特許庁にかかわる中で被害

に遭われた方はなかったわけでありまして、ご親族を含めて色々なことがあったのではないかと思います。こうした今回の震災を見ても、被災5県の特許出願は、震災直後の3月に当然のように大きく減少いたしましたけれども、4月には前年度並に回復をしております。知財を活用したわが国の経済発展というものは、震災の復興に向けて、東北5県以外の部分も含めて着実に進んできているものだろうと思います。

特許庁といたしましては、救済措置を直ちにとるということもさせていただくとともに、国際化をしておりますので、日本の企業、あるいは個人の方で、過去3年間に1件でも申請を出された国・地域に、日本国でとったのと同様の救済措置をおとりいただくように、お願いをしたわけですが、その数はなんと90ヶ国に及んでいるわけでありまして、日本企業の国際化、あるいは知的財産活動のグローバル化というものが、真に広がっているということに思いを致さざるを得ないわけですが、そうした環境の中で、日本国特許庁が為すべき事は、各国特許庁の間でのワークシェアリングを更に加速化していくこと、そして法的な面を含めた制度調和をいかに進めていくのかということが、大きな課題となっております。ワークシェアリングのことについて改めて申し上げる必要もありませんけれども、経済活動がグローバル化すれば、同一の発明が複数の国で権利化されるということでありまして、こうした観点から、PPHをどういうふうに進めていくのかということが大きな課題になります。

中国が急速に知財大国化をしようとしております。昨年日本は中国に抜かれてしまいまして、出願件数で世界第3位になってしまいましたけれども、中国は第12次五カ年計画、2015年までに特許の出願件数を75万件にするという目標を持っておりまして、着実にそちらに動いているのだろうと思います。そういったことを考えますと、PPHを中国にまで広げるといったことは極めて大きな課題であったわけでありまして、幸い昨日、中国と特許審査ハイウエ





イが世界で初めて実施されることになりまして、今オフィスを出る前に聞いたところでは、第1号のPPHの申請がSIPOに為されたということでございます。特許審査ハイウェイの更なる進展が望まれるわけであります。

また、法的な制度調和ということになりますと、この間の大きなニュースは、ついにアメリカが先発主義から先願主義に変えるという法律の改正を通じたことでもあります。こうしたアメリカの流れ、あるいは中国の重要性ということ鑑みますと、本年6月東京で開催されましたIP5の場においても、IP5の場で制度調和の議論を進めていこうという合意がなされ、その後検討が進んでいるということは非常に大きなことだろうと思えます。

ただ、私が社内にて近時申し上げていることは、我々が目標とする制度の調和が、ハーモナイゼーションが、真に実現した場合には、どの国に第1庁として申請をしても同じような効果が得られるという世界に、我々は到達するはずでありま

す。そうなったときにJPOは第1庁で有り続けられるのだろうか、制度調和が進めば、各国特許庁の真の競争が始まるのではないかと、ということをお私は常日頃申し上げているわけであります。我々は利用者にとって使い勝手の良い知的財産制度の構築に向けて、これまで以上に努力をしていくとともに、21世紀において、日本国特許庁はこれまでであったのと同じように、世界をリードする特許庁であり続けられるのだろうか、答えはもちろんYESの筈でありますけれども、そうした思いでこれまで以上に皆さんと一緒に頑張っていかなければならないという思いを強くしております。今後どのように、あるべき知財保護、あるべき特許制度を日本から発信していただけるだろうか、そういったことをこの場にお集まりの皆様方とともに考え、ともに実現していくということを、しっかりやっていければと強く思っております。

先ほどご紹介もありましたように、本年38名の新入会員を迎えられた特技懇は、ますますご発展をしていかれると

思います。審査官、審判官の研鑽の場として、また知的財産制度に関わる皆様の交流の場として、特技懇は大変有効な機会だと思います。私自身も本日皆様と一緒に懇談をさせていただいて、21世紀のJPOがどうあるべきかという思いを新たに、意見交換をさせていただければ、大変うれしく思います。

かくも盛大な会合を準備し円滑に運営されておられる幹事の皆様方に感謝を申し上げて、少し長くなってしまいましたけれども、私の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

